

学童保育指導員を対象にした児童虐待の早期発見と対応に関する研究

鈴井江三子¹⁾、齊藤雅子¹⁾、飯尾祐加¹⁾、大橋一友²⁾、
加瀬文彦³⁾、谷野宏美⁴⁾

1) 兵庫医療大学, 2) 大阪大学大学院, 3) 法政大学大学院修士課程, 4) 新見公立大学

<要 旨>

本研究は、岡山県と兵庫県の学童保育において、指導員を対象に、過去1年間の児童虐待の実態とその対応に関する聞き取り調査を実施し、今後の学童保育における児童虐待早期発見と対応に向けたマニュアル作成と研修会を実施する際の諸資料とすることを目的とした。調査は、半構成的面接法により、過去1年間の児童虐待徴候とその対応に関する聞き取り調査を実施し、得られたデータは全て逐語録とした。分析は、分析基礎表の中から、①指導員が被害児童を発見した(疑ったものを含む)際の状況、②被害児童に生じる健康問題の詳細が分かる部分、③被害児童を発見した際、どういった対応をしたのか、またどのように被害児童をケアする行動をとったのかが分かる部分を抽出し、コード化を行った後、類似した意味を持つコードを集めカテゴリー化を行った。

その結果、児童相談所に通報するに至った被害児童の言動に対して、指導員は入所してきた小学校1年の4月当初から、他の入所児童とは違うということを感じていたことが分かった。その後、子どもからの発話やアザ、外傷等により児童虐待を強く疑い、学校や児童相談所等へ報告、相談をしていた。指導員の対応として、(1)被害児童である子どもへの対応、(2)他の入所児童への対応、(3)親への対応、(4)学校・関連機関への対応の4つが明らかになった。なかでも子どもへの対応として、子どもの生き抜く力を培うための関わりは、今後の学童保育における指導員の役割を考えるうえで注目すべき内容であった。

一方、児童虐待を疑いながらも、学校など他の関連機関に相談しないで放置している事例もあり、学童保育と他の関連機関との連絡を密にするシステムづくりが必要であるということが示唆された。

<キーワード>

学童保育、学童保育指導員、児童虐待、早期発見、対応策

【はじめに】

厚生労働省の報告によれば、2010(平成 22)年度中に全国 201 か所の児童相談所が児童虐待の相談として対応した件数は 56,384 件(福島を除く)であり、児童虐待防止法施行の平成 11 年度に比して 4.8 倍に増加し過去最多となっている¹⁾。また、総務省は、2010(平成 22)年 8 月、児童虐待の防止等に関する政策評価の一環として、26 都道府県の小・中学校 2,462 校の教職員を対象に児童虐待の発生に関する意識調査を行った²⁾。さらに、2011(平成 23)年 5 月、岡山県教育委員会人権教育課では、県内の母親による児童虐待で子どもが死亡したことを受けて、全公立学校園 953 校園を対象とした児童虐待や虐待防止の取り組みについての実態調査を実施した³⁾。その結果、虐待件数は 1,156 件であり、被害者では小学生が 749 件(64%)と最も多く、加害者は子どもの身近な存在である保護者等であることが多かった。虐待に気づくためには子どもが毎日通う学校や保育園・幼稚園の教職員が重要な役割を担うと

いうことも明らかになった^{4),5),6)}。すなわち、より子どもの身近な存在である教職員が児童虐待に関する正しい知識をもち、子どもと接することで、虐待の早期発見につながるということが指摘されたのである⁷⁾。この延長線上に学童保育施設(以下、学童保育)における学童保育指導員(以下、指導員)を対象にした児童虐待に関する啓発も重要であることが示唆された。

一方、教職員を対象にした、児童虐待に関する意識調査は多数報告されているが、学童保育の指導員を対象に、児童虐待を発見した経験の有無やその際の虐待徴候、及び指導員が認識する児童虐待徴候に関する実態調査はあまり報告されていない。

そこで著者らは 2009(平成 21)年度から 2011(平成 23)年度にかけて、科学研究費挑戦的萌芽研究助成(21659526)により、岡山県内の学童保育指導員 1,170 人を対象に児童虐待発見の実態調査と、指導員が考える児童虐待徴候の認識調査を実施した。その結果、児童虐待を発

見した指導員は 669 人中 157 人 (23.2%) であり、その他の 501 人 (73.9%) は気づいていなかった。また、発見した人は専任常勤が多かったが、それでも専任常勤全体の 34.6%にとどまっており、約 6 割強の専任常勤は発見していなかった。さらに、多くの指導員が児童虐待のサインとして認識するのは不自然な怪我やアザ、または親との関係性であり、実際に虐待を発見した人が見ていた徴候と、指導員が考えている児童虐待発見の徴候には認識のズレがあることも分かった⁸⁾。

一方、児童虐待対応マニュアルを使用している人は 15 人 (9.6%) であり、ほとんどの施設では同マニュアルを使用せず、研修会にも参加していないのが現状であった⁹⁾。

これらの結果を基に、2011 (平成 23) 年度は、岡山県内の新人指導員や非常勤・アルバイトを中心に児童虐待に関する研修会を企画し実施した。実施回数は 4 回であり、参加者は岡山県内で調査協力の得られた学童保育施設を対象に参加者を募り実施した。しかし、参加者は毎回 10 人程度で、ほとんどが専任常勤であり、虐待を発見する割合の低かった新人指導員や非常勤・アルバイトの参加者は数人であった。つまり、児童虐待の発見する割合が低かった新人指導員や非常勤・アルバイト等を対象に研修会を企画しても、費用と時間的制約から研修会に参加しない人が多く、参加できないこれらの指導員への研修をどうするかが課題となった。

この他、児童虐待発見時の対応について、学校と連携したのは半数弱であり、何もしなかったという回答も 1 割程度であったことから、児童虐待発見時の対応策も具体的に調査する必要があると考えた。

以上のことから、本研究は岡山県と兵庫県の学童保育において、指導員を対象に、過去 1 年間の児童虐待の実態とその対応に関する聞き取り調査を実施し、今後の学童保育における児童虐待早期発見と対応に向けた研修会と、学童保育版児童虐待対応マニュアルを作成する資料とすることを目的とした。

【調査方法】

本研究は、兵庫医療大学倫理審査委員会 (第 12042 号) の承認を得て実施した。

1. 調査対象者

研究協力の同意が得られ、児童虐待を発見した経験を有する岡山県と兵庫県の専任常勤指導員計 19 人であった。

2. 調査内容

過去 1 年間の児童虐待徴候とその対応に関する聞き取り調査を実施した。聞き取り調査はインタビューガイドを作成し、半構成的面接法を行った。面接内容は許可を得て全て録音し、この内容を逐語録し、これを基に分析基礎表を作成した。

3. データ収集方法

調査を始めるに際しては、事前に両県の指導員協会事務局長と協議会事務局長に電話で連絡し、研究協力依頼に関する面談を行った。そして同協議会の総会において構成員からの協力を得ることの承諾を得て、同意書に署名と押印を得た。次いで、総会において、研究協力者 (同協議会事務局長) により指導員を対象に研究内容についての説明を行い、児童虐待発見の経験者を対象にした聞き取り調査への協力依頼を行った。研究協力に同意を得られた指導員に対しては、後日、日程調整後、指導員と面談し、研究者本人により口頭と書面にて説明し、承諾を得て、同意書に署名と押印を得た。

インタビューの実施は、対象者のプライバシーの保護と会話の内容に関する守秘義務に努め、取得した調査内容は、インターネットに接続していない PC を用いて逐語録におこしデータ化して分析を行った。

4. 分析方法

分析は質的帰納的方法により行い、分析基礎表の中から、①指導員が被害児童を発見した (疑ったものを含む) 際の状況、②被害児童に生じる健康問題の詳細が分かる部分、③被害児童を発見した際、どういった対応をしたのか、またどのように被害児童をケアする行動をとったのかが分かる部分を抽出し、コード化を行った後、類似した意味を持つコードを集めカテゴリー化を行った。

【結果】

聞き取り調査は岡山県と兵庫県の両県において実施し、インタビュー時間は平均 44.2 分であった。

1. 調査対象者の属性

調査対象者は 19 人であり、このうち女性 17 人、男性 2 人、平均年齢 45.6±8.4 歳、平均学童保育経験 13.5±5.9 年であった。結婚の有無は、既婚 17 人、未婚 2 人、子どもの有無は「あり」16 人、「無し」3 人であった。資格取得の

有無は、有資格者 15 人、無資格者 4 人であった。

2. 児童虐待の実態

聞き取り調査をした結果、児童虐待を受けた（または疑った）被害児童に関するものは 21

事例であった。このうち、(1) 児童相談所に通報するに至った事例 10 件、(2) 児童相談所に通報するに至っていないが、現在、学校側と一緒に相談をしながら様子を見ている事例 4 事例、(3) 指導員のみで相談をしながら様子を見

表1 対象者の属性

番号	年齢	性別	結婚の有無	子どもの有無	学童保育での勤務経験(年)	取得資格
1	47	女性	既婚	あり	12	上級指導員
2	50	女性	既婚	あり	4	保育士
3	45	女性	既婚	あり	11	教員免許
4	46	女性	既婚	あり	13	保育士
5	44	女性	既婚	あり	12	保育士
6	55	女性	既婚	あり	12	なし(児童厚生員2級資格取得中)
7	59	女性	既婚	あり	11	幼稚園教員
8	58	女性	既婚	あり	13	児童厚生員1級資格
9	48	女性	既婚	あり	12	日本放課後指導員協会の資格
10	46	女性	既婚	あり	20	児童厚生員1級資格
11	56	男性	既婚	あり	12	なし
12	41	女性	既婚	あり	20	日本放課後指導員協会の資格
13	31	男性	未婚	なし	9	幼稚園教諭、保育士
14	32	女性	既婚	妊娠中	12	保育士、幼稚園教諭。短大卒
15	31	女性	未婚	なし	8	なし
16	49	女性	既婚	あり	12	なし
17	48	女性	既婚	あり	15	中学校体育教員免許
18	54	女性	既婚	あり	30	保育士、幼稚園教諭
19	49	女性	既婚	あり	25	保育士、

表2 児童虐待を受けた子どもと加害者(親)の状況 N=18

事例番号	親の状況	被害児童の状況				対応
		子どもの性別	入所時期	現在の学年	虐待の種類	
1	実父母	男児(兄)・女児(妹)	其々小1	小4・小3	ネグレクト	児童相談所
2	実父母	男児・男児(双子)	小1	小3	身体的暴力	学童のみ
3	実父母	男児	小1	小3	心理的暴力	支援学校と学校
4	実父母	男児	小1	小2	身体的暴力、心理的暴力	児童相談所
5	実父母	男児	小1	小2	身体的暴力、心理的暴力	児童相談所
6	実父母	男児	小1	小2	ネグレクト	児童相談所
7	実父母	女児	小1	小1	ネグレクト	児童相談所
8	実父母	女児	小1	小2	身体的暴力	学童のみ
9	実父母	女児	小1	小1	病注意	児童相談所
10	実父+継母	女児	小1	小1	身体的暴力・心理的暴力・ネグレクト	児童相談所
11	実母	女児	小1	小2	性暴力	学童のみ
12	実母	女児	小1	小2	身体的暴力・心理的暴力	児童相談所
13	実母	男児	小1	小2	身体的暴力	学校と対応
14	実母	男児	小1	小6	身体的暴力	学童のみ
15	実母	男児(兄)・女児(妹)	小4・小2	中1・小5	ネグレクト	学校と対応
16	実母	男児	小1	小1	身体的暴力・心理的暴力	学童のみ
17	実父	女児	小1	小5	身体的暴力・心理的暴力	児童相談所
18	実父	女児	小1	小3	身体的暴力・心理的暴力	児童相談所

ている事例 7 件であった。この 7 事例のうち、4 事例は調査者が明らかな児童虐待であると

考えられる事例であった。

本研究目的が児童虐待の早期発見であることから、前述した(1)の10事例と(2)の4事例に、(3)の4事例を加えた18事例を基に分析を行い、児童虐待を受けた被害児童の入所時の特徴を明らかにした。

3. 児童虐待の加害者と被害児童の特徴

(1) 加害者となった親の特徴

児童虐待の加害者となった親は、実父母9件、実父+継母1件、一人親7件(母親のみ6件、父親のみ2件)であり、両親のそろっている家庭が、一人親よりも若干多かった。

児童虐待をした加害者は、実父母がいる場合は実父が暴力を奮い、実母もそれに追従する傾向にあった。家族構成は核家族だけではなく、3世帯同居の場合もあった。一人親の場合は、実母、実父共に離婚後の親のストレスが原因で子どもに暴力が向かう事例が多かった。または、仕事と育児が親の過重な負担となり、適切な育児行動ができずにネグレクトになる場合もあった。この他、実父の場合は、子どもへのしつけは厳しくするべきとして、過度に厳しく接することが暴力につながっていた。この場合、児童虐待という自覚は無くても当然の家庭教育であると認識しているという特徴があった。この

他、子どもの育て方が分からずに、ネグレクトや暴力につながる場合もあった。

(2) 入所時当初の被害児童の特徴

児童虐待を受けた被害児童は、兄弟や姉妹を含めて男児11事例、女児10事例であった。入所時の、被害児童が表出した言動の特徴は①顔の表情、②行動、③友達との関係性、④指導員との関係性、⑤衣服等、⑥清潔面、⑦食事のとり方、⑧身体の状態の8つのカテゴリーに分けることができた。

具体的な内容は①は笑わない、沈んでいる、おどおどして脅える等であった。②は情緒不安定で落ち着きがなく、いつも緊張している等であった。また、言動も暴力的であり、乱暴でモノや友人にあたるという特徴があった。③は友達との関係性も上手に構築できず、すぐに喧嘩をし、殴り方も容赦がなく、アザができるほど首を絞め、つねる、咬む、足で思いっきり蹴る等であった。④は指導員との関係性が上手にとれず、極端に身体的な接触をする一方で、急に指導員を避ける等、両極端な行動をとることであった。⑤は衣類や靴等にみられる特徴であり、洗濯できていないものを何日も着ている、服や靴に穴が開いている、サイズに合わないものを着ている等であった。⑥は洗面、洗髪、入浴を何日もしておらず、散髪もできていなかった。

表3 入所時の子どもと保護者の言動

1. 子どもの言動	①顔の表情	笑わなくなった 沈んでいる 目を合わせない・目がおよぐ おどおどしている 怒ると凄くおびえる	1. 子どもの言動	⑤衣類(上服、下着、上靴、シューズ、体操服、水着、タオル等)	洗濯できていない 同じものを着ている しわだらけになっている 服や靴に穴が開いている サイズに合わないものを着ている
	②行動	素直に感情表現ができない 気分がむらがある・情緒不安定 いつもびくびくしている・緊張している 落ち着きがない 奇声を発する 元気がない 凶暴な感じになる 乱暴になる・ものにあたる・蹴る 側転ばかりする 凄い筆圧で書きなぐる 「しね」「消えろ」という 人が死んでいる、血を流す絵ばかりを描く 物忘れも多くなる 素直さが無くなる 帰るときは深呼吸をして帰る雰囲気 直ぐに喧嘩をする		⑥清潔面	洗顔ができていない 洗髪ができていない 爪が伸び放題 爪の中が真っ黒 髪の毛はふけだらけ 散髪していない 髪の毛はぼさぼさのまま 垢で汚れている においがする
	③友達との関係性	他の子どもの首を絞める アザができるぐらい殴る・加減が無い つねる・咬む・足で思いっきり蹴る 友達が求めていることをする		⑦食事のとり方	おやつを食べ方がいやしい 食べ物に凄く執着する 食べさせてもらっていないような感じで食べる おやつを取り方が必死すぎる
	④指導員との関係性	必ず指導員の手や服をもってはなさい 怒られると凄くシユンとする 急に抱きついたり、避けたりする 極端な行動をとる 褒めたり褒められたりが苦手 甘えるのが下手		⑧身体の状態	アザがある 傷がある 手と頭にこぶができている 骨折
			2. 保護者の言動	送迎時の親の態度	すぐに子どもを殴る グーで容赦なく殴る 子どもを殴る回数が多い 些細なことでもカットなる 言葉の暴力が多い 大声で子どもを怒鳴る 子どもをいつもバカにする 暴力に対して悪気が無い 殺すぞと子どもを脅す

⑦はおやつを食べ方が卑しいのと、食べ物に物凄く執着をして、食べさせてもらっていないような感じがする、であった。⑧は背中や腕、顔にあざがあり、殴られた跡が残り、手や頭をどこかで打ち付けたようなこぶもできていた等であった。

(3) 入所時当初の親の特徴

一方、入所時当初の加害者である親の特徴としては、送迎時に、被害児童の些細な行動に対して直ぐに感情的になり、頭部を強打することであった。また、その回数も多く、ほぼ毎回の送迎時にその行動は見られていた。身体的な暴力以外に、言葉による暴力もみられ、大声で怒鳴り、子どもを馬鹿にし、殺す等の脅し、恫喝も特徴的であった。

4. 指導員が行った被害児童への対応

児童虐待を疑ったまたは発見した際に、指導員の対応として、(1) 被害児童である子どもへの対応、(2) 他の入所児童への対応、(3) 親への対応、(4) 学校・関連機関への対応の4つが明らかになった。

なかでも子どもへの対応として、親がしないのであれば子ども自身で入浴、掃除、洗濯ができるように、子どもの生き抜く力を培うように関わることは注目すべきであった。また、親の暴力をかかわすために、暴力を受けた状況を子どもに考えさせて、その状況を繰り返さないように指導し、暴力への対処方法も考えさせていた。

この他、学童保育が子どもの居場所になるように工夫するとか、大人との信頼関係を構築するために、子どもとのスキンシップを図りながらしっかり話を聞く等は、学童保育の特徴を活かした関わり方であった。

【考察】

1. 入所時から見られる児童虐待の徴候

指導員を対象に、児童虐待を受けた被害児童について、いつ頃から他の子どもとは違う行動がみられると思ったのかを聞いた際に、ほとんどの指導員は、被害児童が学童保育に入所した時点であったと答えていた。入所した小学校1年の4月の時点から、被害児童の言動に違和感があり、その後、年齢不相応な攻撃性や言動が気になり、他の入所児童ともうまく関係性がとれないことを認識していた。

つまり、被害児童は入所前から既に家庭で児童虐待を受けているために、入所した小学校1年生の時点で、虐待を受けた被害児童特有の行動を示すと考えられる。それは、過度な緊張、情緒不安定、攻撃性、凶暴性等であった。こう

した特徴的な言動がみられることに対して、指導員は、家庭的な問題を抱えているかもしれないとは考えていたが、それがまさか児童虐待であるとは思わなかったと答えていた。

したがって、入所時にみられる子どもの言動に関して、今回の調査結果に示されたような言動を子どもが表出するようであれば、家庭における親子関係がうまく構築されず、同時に暴力も存在することを念頭に置いて、子どもと関わることが、児童虐待の早期発見と早期対応につながるのではないかと考えられる。

一方、児童虐待の加害者である親の場合、虐待をする原因は親によって異なっていた。つまり、子育てがストレスとなり、それが暴力につながる場合もあるが、子育てを熱心にするあまり、厳しいしつけが暴力になる場合もあった。また、子育ての仕方が分からない場合も暴力につながっており、後者の場合、児童虐待をしているという自覚は親にはなかった。こうした親の特徴を理解したうえで、其々の親にあった支援が必要であると考えられた。

2. 指導員に必要な虐待のリスクアセスメントに対する認識

今回の調査から、子どもがなんらかの虐待を受けている場合、早期にそのサインとして表出されるのは、子どもの言動や顔の表情であることが分かった。次いで、食事のとり方が異常である、身体が不潔である、衣服の洗濯や交換ができていない等、養育上の問題であることも明らかになった。そして、虐待がさらに深刻化すると子どもの身体への直接的な暴力が増強し、あざや怪我、骨折等を起こすと考えられた。

児童虐待の長期化は、暴力がより一層陰湿になり、衣服で隠れた場所に暴力を加えることも多く、被害児童の身体にできたあざや傷がみづかりにくいことも分かった。

また、衣服の下に隠れている身体や下着の不潔さは、学校では発見しにくいことであり、衣服の交換を行う機会のある学童保育だから発見できることでもあると考えられる。さらに、虐待を受けた子どもは他人との関係性がうまく構築できないことも発見の契機として挙げられており、このことがより一層、他者からの介入を困難なものにしているため¹⁰⁾、児童虐待の深刻化や長期化につながっていると考えられる。

よって、子どもの身近な存在である学童保育は、児童虐待の早期発見という観点だけでなく、子どもたちが虐待を受けていないかどうかを見守るうえでも重要な役割があると考えられる。

童虐待は家族の罹患・死亡や離婚・再婚等、家庭の変化が起因となる場合もあり¹¹⁾、これらの変化や子どもの表情に気づき易い場が学童保育であると考えからである。

3. 子どもへの虐待の早期発見と対応を促す指導員への身分保障と役割の明確化

学童保育における児童虐待の対応として、これまでも指導員の児童虐待への認識、関係機関との連携の方法、くわえて、これらに関する研修の必要性が指摘されてきた。また、学童保育に求められる役割は、単に父母が不在の保育機能を担う働きのみならず、児童虐待の早期発見と見守りの役割を果たす施設として重要度が増すと指摘されてもいる¹²⁾。そして、こうした活動を推進させるには、適切な人員配置と施設・設備の整備、指導員の資格、研修の充実、関係機関との連携等が重要であるという。

しかし、今回の調査において明らかになったことは、学校との連携がスムーズにできている学童保育は少なく、多くの学童保育では、こんな些細なことを学校に言ってもいいのかどうか分からないと悩んでいる現状があった。そのため、定期的に学童保育と学校との連絡会議を持ち、子どもの情報を共有するシステム作りも喫緊の課題であると考え。

今後、学童保育において児童虐待を早期に発見し、それに適切に対応するためには、前述した内容が整備されるのは当然であるが、それ以外に、指導員の身分保障と権利及び義務についても、その役割を明確化する必要があると考える。半数以上が時間給で活動する現状では、子どもに問題が生じたとしても、指導員個人の時間と費用を使っての対応では限界があると考えからである。また、学校との連携は重要であるが、学校側の対応は教員によって差があり、学童保育は別の組織であるという認識の教員組織も少なからずあった¹³⁾。さらに、今回の調査では医療機関や看護職との連携¹⁴⁾による虐待への対応は無回答であった。

すなわち、学童保育は保育以外の役割が期待され、その重要性も指摘されながら、その一方で、指導員に与えられている権限は不明確なままであり、その活動に対する保障も無いに等しいのである。

以上のことから、学童保育において指導員が子どもへの暴力を早期に発見するには、指導員を対象にした子どもへの虐待に関する研修の充実と、指導員が活動しやすい身分保障と役割の明確化も必要であると考え。

【おわりに】

今回、学童保育における児童虐待の早期発見を目的として、指導員を対象に、児童相談所に通報した児童虐待の事例を中心に、被害児童の特徴を明らかにした。

その結果、児童虐待を受けていた被害児童のほとんどは、学童保育に入所した1年生の4月当初から、他の子どもとは異なる言動を表出することが明らかになった。つまり、子どもが生まれて小学校に入学するまでの間に、既に家庭において、加害者である親からの暴力を受けているために、暴力を受けていない子どもたちとは異なる言動を表出するのであった。

よって、指導員はこの事実を認識し、被害児童であることを疑う場合には、速やかに関係各所と連携をとり、相談をしながら対応していくことが、児童虐待の早期発見と早期対応につながることを明らかになった。

【引用文献】

- 1) 児童虐待相談対応件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果(第8次報告概要)厚生労働省, 2013.
<
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_01.pdf (平成25年4月25日アクセス)
- 2) 総務省行政評価局, 「児童虐待の防止等に関する意識等調査」結果報告書, 平成22年12月, 75-82.
- 3) 岡山県教育委員会人権教育会, 教育委員会資料, 公立学校園における児童虐待の状況等について, 平成23年7月1日.
- 4) 児童虐待の実態Ⅱ-輝かせよう子どもの未来, 育てよう地域のネットワーク, 東京都福祉保健局, 2005: 6-11.
- 5) 伊部恭子, 学童保育における子育て・家族支援の課題, 佛教大学社会福祉学部論集, 2010; 6: 1-18.
- 6) 岡本正子, 堀江美智子, 田吹和美, 学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識-大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭, 家庭科教諭, 保健体育科教諭を中心とした調査を通して-, 大阪教育大学紀要 第四部門, 2011; 59(2): 93-114.
- 7) 入所児童について, 全国学童保育連絡協議会出版, 2007, 35.
- 8) 鈴井江三子, 谷野宏美, 斎藤雅子, 飯尾祐加, 学童保育指導員による児童虐待の発見に関する実態調査, 小児保健研究 2012, 71(5), 748-755.

- 9) 谷野宏美, 鈴木江三子, 久我原朋子, 池田理恵, 指導員による性虐待と虐待の発見要因-指導員へのインタビュー調査を基に-, 小児保健研究 2012, 71(1), 52-59.
- 10) 辻佐恵子, 鈴木敦子, 子ども虐待のケアにおいて小児看護師が感じる困難さの内容とその要因, 四日市看護医療大学紀要, 2010;3(1): 43-51.
- 11) 谷村雅子, 小児保健の現状と課題, 提言-虐待防止からみて-, 小児保健研究, 70 巻記念号, 2011; 15-16.
- 12) 福田智雄, 学童保育クラブにおける子ども虐待対応の実態等に関する調査研究(1), 国際学院埼玉短期大学研究紀要, 2007;28:29-32.
- 13) 谷野宏美, 鈴木江三子, 久我原朋子, 池田理恵, 学童保育指導員による性暴力と虐待の発見要因-学童保育指導員へのインタビュー調査を基に-, 小児保健研究, 2012; 71(1): 52-59.
- 14) 檜木野裕美, 鎌田佳奈美, 鈴木敦子, 看護職の連携による子ども虐待への予防・早期発見・対応 産科病棟・NIUC からみた連携状況, 滋賀医科大学看護学ジャーナル, 2001;5(1): 127-131.